

韓国における行政法制のデータベース化とその利用

紙野健二
咸仁善

はじめに

- 一 総合法律データベース
 - 二 法令データベース
 - 三 判例データベース等
 - 四 法律文献データベース
 - 五 CD-ROM・電子ブック等
- むすび

はじめに

情報化、さらには電子化の技術革新とその汎用化の進展は、多くの国においていちじるしいものがある。それらは国境を越えた商業的利用のみならず、それぞれの国内における行政内部又は相互の意思伝達的手段として、そして国民の行政に対する関係においても広く用いられることになろう。このような新技術の利用可能性の拡大、そのために必要な条件整備のみならず、既存の法原理の実現にどのような問題又は課題が生じ、新たな仕組みとそれを導く法原理が、どのように構想されねばならないのかもあわせて問わなければならないであろう。日本においても、電子技術を用いた行政への展開によって、既存の法的仕組みやこれを対

象とする法学の変貌の可能性が探られつつある。このような展開は、ちょうど世紀転換期を迎えての主な行政改革課題として、これを認識することが求められなければならない。

そのような観点に立てば、欧米のみならず韓国、中国、台湾の東アジア諸国との比較において、日本の問題状況や課題を把握することにも、なんらかの積極的な意義を見いだせるように思われる。本稿は、そのような検討のための端緒として、今日の韓国における行政法制のデータベース化の現状とその利用について概観してみたい。

一 総合法律データベース

韓国において目下作成利用されている、多分野にわたる総合法律データベースとして、まずあげるべきものとして、政府の法制処と法院図書館が共同で作成した「総合法律情報」システムがある。これは、九六年から九八年までの二年間にわたって制作されたもので、国内法律データベースの中で最大の情報量を誇る。その構成は、判例情報（大法院判例（四八年からの主要判例）、下級審判例（八四年からの主要判例）、憲法裁判所決定（八九年からの主要決定）、法令情報（憲法、法律、条約、施行令、及び施行規則）、法律文献情報（法院図書館所蔵の国内外の法律文献目録のすべて）、Full Text 情報（大法院発刊資料のすべておよび著作権者の同意を得た外部発刊資料）からなっている。「総合法律情報」システムは、大法院（<http://www.scourt.go.kr/menu_glaw.html>http://www.scourt.go.kr/menu_glaw.html）と法制処（<<http://www.moleg.go.kr/law/l.html>><http://www.moleg.go.kr/law/l.html>）のホームページで利用することができる。また、大法院については、インターネット通信事業者である「千里眼」（Chollian）や「ハイテル」（Hitel）においてもその情報を提供している。

次に、民間事業者によるものとして、法令情報・判例情報やその他法

律情報（法曹人名簿、法律用語辞典、法律生活情報、裁判情報等）を有料又は会員制で提供するものがある（<<http://www.yeslaw.com/>><http://www.yeslaw.com/>；<<http://www.netlaw.co.kr/>><http://www.netlaw.co.kr/>；<<http://www.lawkorea.com/>><http://www.lawkorea.com/>等）。

さらに、「千里眼」（Chollian）や「ハイテル」（Hitel）等を利用した有料の法律情報を提供するものが幾つかある。これらの民間事業者は、現時点では上記の「総合法律情報」システムとは異なって法律文献情報は提供していない。民間のホームページにおいて、法律情報検索を提供しているものも多数あるが、これらは、現時点では、独自のデータベースシステムを構築しているのではなく、上記の「総合法律情報」システムへリンクしているにとどまっている（<<http://www.sol-law.net/>><http://www.sol-law.net/>；<<http://www.thinkinglaw.com/>><http://www.thinkinglaw.com/>；<<http://www.lex.co.kr/>><http://www.lex.co.kr/>；<<http://www.korealaw.net/>><http://www.korealaw.net/>；<<http://www.cyberlaw.co.kr/>><http://www.cyberlaw.co.kr/>等がある）。

二 法令データベース

1 国の法令データベース

①公共機関

国家機関による法令データベースの検索システムは、主に、国会・大法院・法制処によって提供されている。国会は、民間事業者である（株）ボイン技術<<http://www.lawkorea.com/>><http://www.lawkorea.com/>>）に委託して行っており、大法院と法制処は、共同で、「総合法律情報」システムを運営している。国会（<<http://node3.assembly.go.kr:5555/>><http://node3.assembly.go.kr:5555/>）は、現行法令、立法予告、条約、最新改正法令とともに、「立法情報サービス」として「議案検索、法律案処理一覧、議事日程案内、立法資料検索」等をも掲載している。大法院と法制処は、

(80) 韓国における行政法制のデータベース化とその利用 (紙野・威)

法令(法律、大統領令、総理令、部令、及び条約)だけでなく、判例や法律文献の検索も可能である。しかし、両者は、それぞれの機能の差によって多少異なるところもある。たとえば、大法院の場合は、法令、判例、関連文献の他に内部規則(例規)も提供しているが、法制処は、立法予告・最近改正法令や行政審判情報等をも掲載している。その他、他の中央行政機関も関連法令データベースの検索機能を掲載しているのが一般的である。たとえば、財政經濟部(<<http://www.mofe.go.kr>><<http://www.mofe.go.kr>>)は、現行法令(各法令担当部署別)・法令公布・立法予告・告示・公告等を掲載しており、外交通商部(<<http://www.mofat.go.kr>><<http://www.mofat.go.kr>>)は、外交関係法令(法令題目別・法令分類別・最終改正日別)とともに“条約、国際法”を掲載させている。又、これらの機関の中には、検索機能だけでなく、関連法令等をfileとしてダウンロードできるところもある(統一部<<<http://www.unikorea.go.kr>><<http://www.unikorea.go.kr>>、中央人事委員会<<<http://www.csc.go.kr>><<http://www.csc.go.kr>>等)。また、法令情報検索機能と関連して注目されるのは、GLIN(Global Legal Information Network) Korea (<<http://www.nanet.go.kr/glin/glin.html>><<http://www.nanet.go.kr/glin/glin.html>>)である。これは、アメリカ議会図書館(<<http://lcweb.loc.gov>><<http://lcweb.loc.gov>>)の主導で、二〇余国の機関が参加して構築している法律情報システムである。ここでは、最新法令だけでなく旧法令についてもその注釈や解説等が、英語と当該国語で検索できる。韓国の場合は、国会図書館(<<http://www.nanet.go.kr/index.html>><<http://www.nanet.go.kr/index.html>>)が九六年から正式に加入してその法令情報サービスを提供している。

②民間

民間(の団体や個人)が提供する法令データベースは、それほど多くない。これは、公的機関が法令データベースを提供していることと無関係ではないと思われる。一部において、有料で法令情報を提供し始めたもの(KOLIS<<<http://www.kolis.co.kr>><<http://www.kolis.co.kr>>、YESLAW

<<<http://www.yeslaw.com/>>>等)もある。その他は、概して、他の公的機関(たとえば、国会、大法院、法制処等)へのリンクにとどまっている。また、民間の法令データベースのサービスは、最初はインターネット通信から始めたのである。今もインターネット通信において、有料で、法令検索や最新改正法令(又は立法)情報を提供しているところがある。例を挙げると、KOLIS(判例、現行法令、法律文献、法律用語、法曹界人名簿等;三〇〇元/分)、KOLITEL(判例、現行法令・立法予告・法律用語等;二〇〇元/分)、法律広場(判例、現行法令等;五〇〇元/分)等がある。

2 地方公共団体の自治法規データベース

国の法令データベースと同様に、自治法規データベースも殆どの地方公共団体から提供されている。また、その他にも国における地方自治制度の主務官庁である行政自治部(<<http://www.mogaha.go.kr/>>><http://www.mogaha.go.kr/>)が、各地方公共団体の条例のうちから、「特色条例コーナ」を設けている。しかし、地方公共団体の自治法規情報検索において、最も注目されるのは、地方行政情報銀行(LAIB:Local Administration Information Bank <<<http://laib.mogaha.go.kr/>>><http://laib.mogaha.go.kr/>>)の存在である。これは、「行政自治部と地方公共団体(一六市、道の広域地方公共団体、二三二市、郡、区の基礎地方公共団体)が地方自治と関連した各種の行政情報をデータベース化して、中央と地方との間、又は地方公共団体相互間において行政情報の流通を体系化して共同活用する一方、国民に必要な情報を迅速に提供することによって情報環境の変化に積極的に対応するための情報管理システム」である。LAIBの構成は、情報サービス・情報分析・情報検索からなっており、全国すべての地方公共団体の自治法規はここから検索できる。

しかし、自治体によっては独自の自治法規データベースの検索サービスを提供しているところもある。例えば、ソウル特別市(<

〈82〉 韓国における行政法制のデータベース化とその利用（紙野・威）

metro.seoul.kr/kor/administration/metrolaws/index.html><http://www.metro.seoul.kr/kor/administration/metrolaws/index.html>；条例や規則とともに、訓令や内部規則（例規）も含む）、京畿道（<http://www.kcouncil.com/assem/test/frame/sub_ser.htm>http://www.kcouncil.com/assem/test/frame/sub_ser.htm）、仁川広域市（<<http://www.metro.inchon.kr/www/ICHMain.nsf/docname/New4mainscreen>><http://www.metro.inchon.kr/www/ICHMain.nsf/docname/New4mainscreen>）、大邱広域市（<<http://www.metro.taegu.kr/law/>><http://www.metro.taegu.kr/law/>）、慶南道（<<http://law.provin.kyongnam.kr/law/index.html>><http://law.provin.kyongnam.kr/law/index.html>）、釜山広域市（http://www.metro.pusan.kr/korea/open_admin/admindata/selflaw.html）、全北道（<http://www.provin.chonbuk.kr/~webbbs/index_k.html>http://www.provin.chonbuk.kr/~webbbs/index_k.html）、濟州道（<http://www.cheju.go.kr/~webbbs/left/left_2.html>http://www.cheju.go.kr/~webbbs/left/left_2.html）等である。現時点では、忠清南道・忠清北道等のように、このようなサービスを行っていないところもある。民間のサイトにおける地方公共団体の条例や規則は、とくに見るべきものはないと思われる。

三 判例データベース等

1 公共機関

判例データベースにおいて最も重要なのは、法制処と法院図書館の共同制作による「総合法律情報検索」システムである。その構成は、大法院判例、下級審判例、そして憲法裁判所の決定からなっている。大法院判例は、四八年からの主要判例が、九九年十月現在で四五、四〇二件であり、下級審判例は、八四年からの主要判例が九九年十月現在で二七、二五〇件であり、憲法裁判所の決定は、八九年からの主要決定が九九年十月現在で九三九件である。しかし、判例データベースは大法院判例を中心にとどまっていることは否めがたい。それは、大法院判例が占める

重要性と、まだ下級審判例の情報化がそれほど進んでいないためである。判例の検索は、「キーワード、宣告日、参照条文、事件番号、事件名」によって可能である。

その他、注目されるのは、大法院を始めソウル地方法院や光州地方法院等の地方裁判所が、インターネット通信によって提供する法律データベースのサービスである。これらの構成は、大法院の場合には、「国民の意見聴取、大法院公告、判例検索、訴訟手続・登記申請・法廷出席や傍聴の案内」からなっている。憲法裁判所の決定検索は、憲法裁判所のホームページ (<<http://www.ccourt.go.kr/search/s.html>><http://www.ccourt.go.kr/search/s.html>) において、「憲法裁判所判例集」(八八年九月～九二年十二月)と「憲法裁判所公報」(九三年一月～)に収められた決定が掲載されている。その検索は、「キーワード、判決日、事件番号、事件名、法令」によって可能である。また、一般国民は、憲法裁判所の判例をダウンロードして利用することもできる。

ここで注目されるのは、大法院の判例検索の場合は、個人のプライバシー保護を理由にして判例の要旨のみを掲載しているのに対して、憲法裁判所の場合は、国民の「知る権利」を重視して決定例全文を掲載していることである。政府のものとしては、法制処のものが最も膨大であるが、その他にも中央行政機関によっては、関連判例等を整理して提供しているところがある。その他、判例ではないが、たとえば行政審判(日本でいう行政不服申立て)の裁決例等を提供しているところがある。国務総理行政審判委員会が審理、議決された行政審判請求事件の裁決例が、法制処のホームページ (<http://www.moleg.go.kr/docs/trialdoc/tri_c.html>http://www.moleg.go.kr/docs/trialdoc/tri_c.html) において、検索できる。現在、行政審判の公正化が図られていることから鑑みると、こうした裁決例の公開は、非常に重要な意味を持つといえよう。法制処の行政審判データベースのサービス以外にも、いわゆる特別行政審判に該当する、公正取引委員会の審決データベース (<<http://www.ftc.go.kr/>><http://www.ftc.go.kr/>)

〈84〉 韓国における行政法制のデータベース化とその利用（紙野・咸）

ftc.go.kr)、監査院(日本の会計検査院に相当する)の審査決定データベース(<http://www.bai.go.kr/cgi-bin/i3c01010_03.cgi>http://www.bai.go.kr/cgi-bin/i3c01010_03.cgi)が、それぞれの行政機関のホームページにおいて検索できる。

2 民間

民間の場合は、公的機関が十分な情報を提供しているため、判例等の検索システムを独自に行われているところは非常に少ない。大体の場合、無料で判例等の検索コーナーを設けているが、独自の検索システムではなく、大法院(または法制処)や憲法裁判所のサイトへリンクさせて置くにとどめている。たとえば、現職の判事が運営しているソル(SOL)(<<http://www.sol-law.net/>><http://www.sol-law.net/>)というホームページにおいては、国内外の判例データベースの検索欄を設けているが、それは独自のものではなく、国内判例検索の場合は大法院の判例検索へのリンクを、また外国の判例検索は Find Law (<<http://www.findlaw.com/casecode/supreme.html>><http://www.findlaw.com/casecode/supreme.html>)へのリンクを行っている。その他、Korealaw.Net (<<http://www.korealaw.net/>><http://www.korealaw.net/>)、ベンチャー法律支援センター (<<http://www.cyberlaw.co.kr/>><http://www.cyberlaw.co.kr/>)、THINKINGLAW (<<http://www.thinkinglaw.com/>><http://www.thinkinglaw.com/>)、OSEO World (<<http://oseo.co.kr/>><http://oseo.co.kr/>)等がある。これらのサイトは、概して無料で提供されているが、例外的に有料で提供しているところもある。こうした有料サイトでは、独自の判例データベース検索システムを備えており、たとえば、有料会員のみが利用できるものや(YESLAW<<<http://www.yeslaw.com/>>>)、インターネット通信事業者(Chollian, Hitel, Unitel等)における有料判例検索サービスによるもの(KOLITEL、KOLIS、LAC、LAWNEWS、NOMU、MEDILAW等)がある。これらのインターネット通信による法律データベースの提供は、

今日、利用率は減少しているものの、少なからぬ例がある。これらは、一分当たり二〇〇元から五〇〇元程度の利用料を要する。提供するサービスも、法令情報（現行法令、最近の法令改正、立法予告、条約等の検索）、判例情報（大法院、下級審、憲法裁判所等の検索）、法律用語・法曹人名の検索等の一般的なものから労働問題や医療問題等に関する専門化されたものまで多様に存在する。これらの有料のもの他に、無料の法学専門同好会で運営する「法律評論」がある。

四 法律文献データベース

法律文献データベースに関するものとして注目されるのは、機関相互間におけるデータベース共有の動向である。まず、国家電子図書館(<<http://www.dlibrary.go.kr/index.html>><http://www.dlibrary.go.kr/index.html>)がある。これは、国立中央図書館(<<http://www.nl.go.kr/index.html>><http://www.nl.go.kr/index.html>)が主管機関となって推進しているものとして、共同参与機関としては、国会図書館(<<http://www.nanet.go.kr/index.html>><http://www.nanet.go.kr/index.html>)、法院図書館(<<http://sclib.scourt.go.kr/>><http://sclib.scourt.go.kr/>)、産業技術情報院(<<http://dlib.kiniti.re.kr/>><http://dlib.kiniti.re.kr/>)、研究開発情報センター(<<http://eve.kordic.re.kr/>><http://eve.kordic.re.kr/>)、韓国教育学術情報院(<<http://210.102.99.60/>><http://210.102.99.60/>)、韓国科学技術院(KAIST)科学図書館(<<http://pasteur.kaist.ac.kr/>><http://pasteur.kaist.ac.kr/>)の七カ所である。その主な事業内容としては、各機関が所有している資料の“目録情報”と“本文情報”の共有である。これらの七つの図書館のうち、本テーマと関連して最も重要なのは、国会図書館と法院図書館である。まず、国会図書館は、目録情報として、「単行本・学位論文」等十二種類のデータベースを、そして、本文情報として、「政府刊行物・翻訳法令資料」等の八種類を提供している。国会図書館では、また、館

〈86〉 韓国における行政法制のデータベース化とその利用（紙野・咸）

内に原文検索台を設置し、社会科学分野の修士・博士学位論文及び学術誌の本文情報を検索し、コピーできるようにしている。その他に、国会図書館は GLIN（Global Legal Information Network）に加入して、各會員国の公式言語の法律全文、各法律に対する英文抄録、英文 GLIN 用語集等のサービスを提供している。次に、法院図書館では、「綜合法律情報」システムの中に文献情報検索ができる。その内容は、九九年七月現在、法院図書館所蔵の国内外法律文献目録全部（論文二一一、六八三件、単行本八三、九八八冊）、そして Full text 情報（大法院発刊資料全部＜司法論集、司法研究資料、大法院判例解説、裁判資料、実務提要、内部規則（例規）、先例集等各種実務資料＞、著作権者の同意を得た外部発刊資料）である。その他、憲法裁判所図書館がある。憲法裁判所が所蔵している資料の目録検索ができる。

憲法裁判所において最も特徴的な点は、憲法裁判所の判例、憲法関連法令のみならず、憲法裁判所の公式的な刊行物、たとえば、「憲法裁判十年史」、「憲法裁判実務提要」等の単行本、定期刊行物である「憲法論叢」と研究資料である「憲法裁判研究」の全文がホームページに載せられており、またダウンロードもできるようになっている。以上の国家機関の他に、注目されるのが、公的機関の一つである韓国教育学術情報院（KERIS；<<http://www.riss4u.net/>><<http://www.riss4u.net/>>）の存在である。これは、韓国教育放送院付設の「マルチメディア教育支援センター」と韓国学術振興財団付設の「先端学術情報センター」が統合され、「韓国学術情報院法」（法律第五、六八六号、一九九九年一月二一日）に基づいて、九九年四月に設立されたものである。その主要業務は、教育情報網の構築・運営である。そのため EDUNET（<<http://www.edunet4u.net/top.html>><<http://www.edunet4u.net/top.html>>）と学術情報データベースである RISS4U（<<http://www.riss4u.net/index.html>><<http://www.riss4u.net/index.html>>）を運営している。前者は、小中高の学校生徒、大学学生、教師及び父母のためのものであり、後者は、学術研究者向けのものである。こ

ここでは、特に、後者が重要である。現在、推進している事業として以下のものがある。

①大学図書館の図書総合目録の構築及び相互貸出サービスシステムの運営によって効果的な情報流通環境の造成— そのために、a) 一五二大学図書館の総合目録の統合及び書誌情報データベースの構築（七三二万件）、b) 目録参照データベース構築（参照書誌五四五万件、参照典拠四二五万件、所在情報二、〇七四万件）、c) 相互貸出サービスの運営（二〇〇〇年一月現在、四七校）

②海外学術情報の確保及び利用者拡大による研究競争力の向上— そのために、a) 海外学術データベースの導入と、利用者の拡大、b) OCLC First Search ILL（Inter-Library Loan）（二五大学）

③国内学術研究支援データベースの構築による学術研究の効率性の向上— そのために、a) 約一三、〇〇〇件の海外取得博士学位論文の全文データベースの構築及びサービス、b) 一六二大学、約一七、〇〇〇名の研究者詳細情報構築データベースの構築及びサービス等である。九九年十二月現在、EDUNET への加入者は、約一五〇万人程度であり、RISS への加入者は十五万人程度である。大学図書館のデータベース化の現状を見ることとしよう。まず、ソウル大学法学図書館（<<http://solarsnet.snu.ac.kr/lawlib/index.html>><http://solarsnet.snu.ac.kr/lawlib/index.html>）である。ここでは九〇 - 九八年の間における同大学の修士及び博士学位論文の全文のダウンロードまたはコピーが可能である。その他に、大学図書館の総合目録（RISS）等のデータベース検索機能を持っている。他の大学、たとえば、高麗大学と延世大学の場合においても、総合目録検索（RISS）、学位論文や国内学術誌の Full Text での提供を行っている。

五 CD-ROM・電子ブック等

1. CD-ROM や法学関連の電子ブックは、前述のような公的機関のデ

(88) 韓国における行政法制のデータベース化とその利用 (紙野・威)

データベースの公開によって、さほど活発ではない。しかし、いくつかの点において、注目に値するところがある。まず、法院図書館から制作された CD-ROM として LX がある。これは、元々は、ソウル地方裁判所の判事 (現ソウル地方法院長) と職員の個人的な努力によってできたものであり、法院図書館の公式版として出版されることとなったものである。今年の二月七日から販売された最新版 (LX7.5) は、三枚組の CD-ROM からなっている (三〇、〇〇〇元、約三、〇〇〇円)。一枚は、大法院判例 (四九、九九〇件)、下級審判例 (一九、八六五件)、憲法裁判所決定例 (九九年十一月までの全部)、及び法令が収録されている。もう一枚は、法律文献 (法院図書館所蔵の図書目録合計三二九、一〇一件; ソウル大学所蔵の図書目録合計一五二、八二八件一五二、五一七頁; 法院刊行物及び著作権同意論文合計一五、八二八件五一〇、七六五頁) 及び大法院の規則・規程・先例 (合計八、一五四件) が収録されている。三枚目は、学位論文や設置プログラムが収録されている。その他、国会図書館から発行される CD-ROM 資料として、「国会図書館文献情報」がある。その内容は、韓国博士及び修士学位論文総目録、定期刊行物記事索引、単行本目録」等の目録情報であり、一枚で三、〇〇〇元 (約三〇〇円) で提供されている。

2. 民間から出版された法令関連 CD-ROM や判例収録のものが幾つかあるが、初期においてはともかく、その後公的機関から関連データベースの公開がなされるようになったので、さして注目されない。いわゆる電子ブックについては、文学等の分野で活発になっているが、法学関連のものは、現時点では見あたらないようである。

むすび

韓国において、インターネット等のコンピュータの利用による環境の変化は、日本と同様か又は事項によってはそれ以上に著しいものがあ

る。これによって、韓国における法学研究の環境が大きな変化を受けることは明らかである。すなわち、かつてのように、学術情報へのアクセスに地域的な偏差があったり、その保有が特権化されていた時代とは隔世の感がある。とはいえ、このような変化によって資料の入手が容易になったとしても、直ちにこれが普遍化したわけではないし、問題状況のより正確な把握と今後の課題の明確化が図られるべきであろう。

ここで若干の点について付言しておく。第一に、韓国では、行政過程の積極的公開という点ではなお遅れが目立っており、苦情処理や国民住民による参加の手段としての活用も今後の課題である。第二に、他方、このような情報化の進展は、これまでの法学研究の素材となる法令や判例が、あるいはそれに関連する相当な部分が、もともと公共的な情報として、主権者国民に対して誰にでも、無償か又は低廉な価格で提供されるべきではなかったか、という素朴な疑問を生じさせる。第三に、韓国では国家電子図書館や学術教育情報院の学術情報データベースの検索には会員登録が求められ、その際に氏名、住民登録番号、年齢、住所及び電話番号の入力が必要となっている。ここでは、検索をしようとする韓国国民にとってのプライバシー保護と、外国人の利用が妨げられるという二つの問題点がある。第四に、韓国においても流通する情報に含まれる著作権の保護の課題は、いまだ十分な論議の対象とはなっておらず、対象情報の拡大に応じて、その解決が迫られよう。

(以上の内容は、99年2月の時点におけるものである。)